

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第1次回答

管理番号

67

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。
現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。

また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。

【参考】

■経営革新等支援機関

中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

[認定機関数](H29.2.6)

全国 25,956 機関

広島県 1,186 機関

都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見照会等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。

また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたい。

本措置は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第44号)によって措置されたもの。

また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。

そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第1次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念される場所である。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと

判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府〈防災担当〉）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払いも円滑に実施する必要があります。

本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。

・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定実務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも査定実務の混乱を助長する要因となります。

・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの妨げとなります。

また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。

なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に関与する全ての損害保険会社の理解と協力が不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じるとして反対意見が示されており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。

(別紙あり)